

豊島区における子ども家庭支援の現状

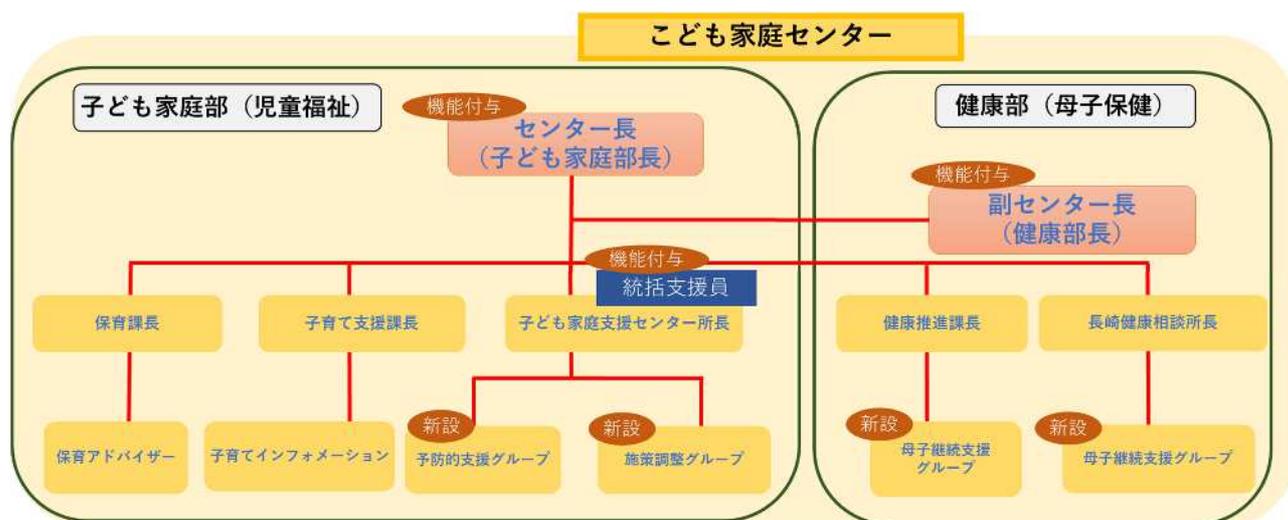
1 こども家庭センターの設置

(1) 体制

- ・こども家庭センターに求められる要件（母子保健と児童福祉の一体的運営、センター長、統括支援員の設置）を満たすため、既存組織に機能を付与する
- ・センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を設置することにより、母子保健と児童福祉の一体的運営、両部の円滑な連携を実現

(役職)

こども家庭センター役職者	現職
こども家庭センター長	子ども家庭部長
こども家庭センター副センター長	健康部長
統括支援員	子ども家庭支援センター所長



(2) こども家庭センターの設置数

設置数 6 か所

今年度は現体制に機能付与することで、こども家庭センター機能を有する方針を定めた。よって、前体制の子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の窓口体制を継承しつつ、更にこども家庭センターの実施により6か所の窓口を一体的運営することについて強化することを目指す。

施設名	所在地
池袋保健所	豊島区東池袋 4-42-16
長崎健康相談所	豊島区长崎 3-6-24

東部子ども家庭支援センター	豊島区上池袋 2-35-22
西部子ども家庭支援センター	豊島区千早 4-6-14
子育てインフォメーション	豊島区南池袋 2-45-1 4階
保育課	豊島区南池袋 2-45-1 4階

(3) 令和5年度子ども家庭センター研修の実施回数、受講者数

・とうきょう子育て応援パートナー研修

(応援パートナー研修1) 5月11日(木) 12:30~17:30

参加者数:5人

(応援パートナー研修2) 5月19日(金) 9:30~17:00

参加者数:5人

(応援パートナーマネージャー研修1) 5月24日(水) 13:00~18:00

参加者数:5人

(応援パートナー研修3) 6月9日(金) 9:30~16:00

参加者数:2人

(応援パートナー研修4) 6月27日(金) 9:30~17:00

参加者数:2人

(応援パートナーマネージャー研修2) 7月11日(火) 10:00~17:00

参加者数:2人

(応援パートナー研修5) 7月31日(月) 9:30~17:00

参加者数:2人

(応援パートナー研修6) 8月9日(水) 9:30~17:00

参加者数:2人

(応援パートナーマネージャー研修3) 8月24日(木) 10:00~12:00

参加者数:2人

(応援パートナー研修7) 8月23日(水) 13:00~17:00

参加者数:2人

(応援パートナーマネージャー研修4) 9月25日(月) 10:00~17:00

参加者数:2人

2 ショートステイ事業

(1) 事業の概要

〈R6 予算〉 32,762 千円 (R5 24,898 千円、7,864 千円増)

〈R6 拡充〉 要支援家庭事業者 1 枠増

(2) 現状と課題

(現状)

- ・要支援家庭枠の利用件数が増加傾向にあり、特に兄弟の利用者が増加している。
- ・令和5年度の一般利用枠利用者数が増加している。
- ・児童相談所からの要請件数（要支援家庭枠）が増加している。
- ・契約している児童養護施設は区外にあり、低年齢ほど移動の負担が増している現状にある。

(課題)

- ・要支援家庭枠の利用状況を分析すると、兄弟の利用率が高いため、1施設の利用枠を2枠以上にする必要があり、予算を確保する課題がある。
- ・一般利用枠の予算確保についても課題である。
- ・移動距離について検討しているが、区内に児童養護施設がなく、区外の施設と契約せざるを得ない状況にある。

【概要】

養育内容	宿泊型：24時間	
利用要件	保護者の方が以下のいずれかに該当し、お子さんを養育する方がいない場合 ① 疾病・出産・けがで、入院や加療、療育を必要とする場合 ② 親族等の疾病により、看護・介護に従事する場合 ③ 事故または災害にあった場合 ④ 育児疲れ・看病疲れ・育児不安などで休息を要する場合 ⑤ 冠婚葬祭・出張・学校等の公的行事に参加する場合	
対象児童	区内に住所がある、生後43日～18才に達した日以後最初の3月31日までのお子さん	
利用日数	4月からの1年間に12泊まで ※1回の利用につき6泊が限度です。 ※やむを得ない事情があると認められ、施設・協力家庭において受け入れが可能な場合、必要最小限において期間を延長することができる場合があります。	
利用申請	利用日の2か月前から、土曜日・日曜日・祝日を除く3日前まで ※やむを得ない事情により急を要する場合はご相談ください。	
費用	乳児院	1日につき 2,500円 (1泊2日の場合5,000円)
	その他	1日につき 3,000円 (1泊2日の場合6,000円)

	<p>【減額免除制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯：半額免除 ・生活保護受給世帯：全額免除 ・利用要件①のうち、保護者が入院することで不在となる場合：全額免除 <p>【取り消し料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用前日 17 時以降の取り消しについては 1 日分の費用がかかります。
--	---

(3) 令和 6 年度受け入れ先について

- ① 聖オディリアホーム乳児院
中野区上鷲宮 5-28-28 ☎03-5971-8071
- ② 児童養護施設 子供の家
清瀬市松山 3-12-17 ☎042-491-4876
- ③ 児童養護施設 星美ホーム
北区赤羽台 4-2-14 ☎03-3906-2711
- ④ 母子生活支援施設 愛の家 住所・電話：非公開
豊島区长崎 4-11-3
- ⑤ 協力家庭（要支援）（豊島区池袋）
- ⑥ 協力家庭（一般）（豊島区駒込）
- ⑦ 協力家庭（一般）（豊島区南大塚）
- ⑧ 協力家庭（一般）（豊島区雑司ヶ谷）

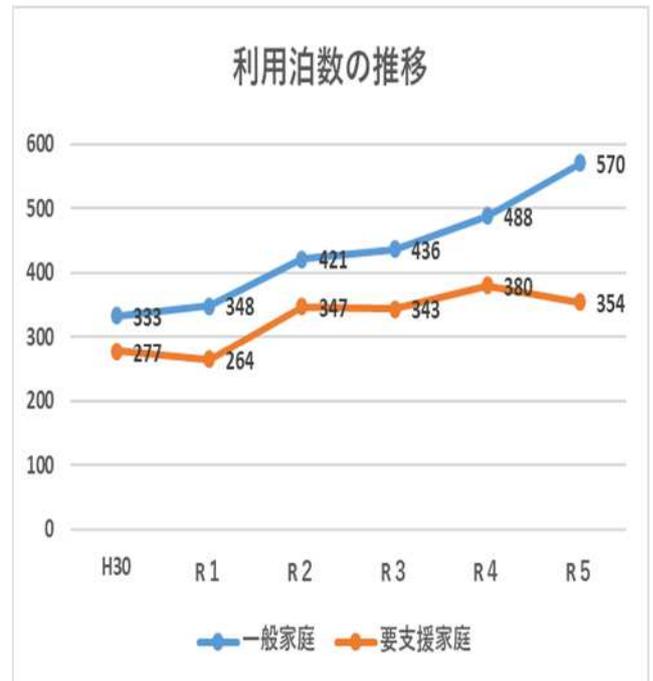
(令和 6 年度委託事業者一覧表)

事業者	利用枠数	対象児童	送迎
① 聖オディリアホーム 乳児院	一般 1 要支援 1	生後 43 日～2 歳未満	不可
② 児童養護施設 子供の家	一般 1 要支援 1	2 歳～高校 3 年生	不可
③ 児童養護施設 星美ホーム	一般 1 要支援 1 (R6～)	2 歳～高校 3 年生	可
④ 母子生活支援施設 愛の家	要支援 1 トワイライト 2	中学 1 年生 ～高校 3 年生の女子	応相談
⑤ 協力家庭 (1)	要支援 1 トワイライト 2	小 1 ～高校 3 年生	応相談
⑥ 協力家庭 (2)	一般 1	2 歳～高校 3 年生	応相談
⑦ 協力家庭 (3)	一般 1	2 歳～高校 3 年生	応相談
⑧ 協力家庭 (4)	一般 1	2 歳～高校 3 年生	応相談

(3) 実績 ※R5は令和6年1月末時点の速報値

単位：件

年度		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用 件数	一般家庭	88	82	118	197	222	236
	要支援家庭	65	42	80	103	176	150
利用 泊数	一般家庭	333	348	421	436	488	570
	要支援家庭	277	264	347	343	380	354



3 その他関連事業

○ 育児支援ヘルパー事業

産前産後概ね2年の間、保護者の体調不良などで手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事の手伝いをします。利用にあたって、子ども家庭支援センターの職員が家庭を訪問し、相談を受け、申請手続きを行います。

(対象) 2歳未満の家庭 (時間) 8:00~19:00 2時間~4時間/日

(料金) 900円/時間 (利用時間数) 70時間/1回の妊娠 (双子以上160時間)

※ひとり親家庭 小学校修了時まで 7:00~21:00 70時間/年

実績 ※ ※R5 は令和5年12月末時点の速報値

年度	訪問相談件数 件	ヘルパー派遣回数 回	派遣総時間数 時間
H30	343	1,378	3,470
R1	374	1,929	4,788
R2	436	3,042	7,561
R3	544	4,932	12,911
R4	673	3,536	8,997
R5	498	2,788	7,309



【現状と課題】

（現状）

- ・コロナ禍で利用件数が急激に増加したが、徐々に安定した数値に戻りつつある。
- ・育児支援ヘルパー事業も社会的に浸透しつつあり、保育の外に家事支援へのニーズが高まっている。

（課題）

- ・特に要支援家庭への支援を実施できるヘルパー事業者が少なく、新たなヘルパー事業者の開拓が急務である。
- ・家事支援については、外国籍のヘルパーを雇用する事業者が多いため、料理の味付けに課題があり要請を受けられない事業者が多く、利用者のニーズとマッチしない現状にある。

- 子ども虐待防止ネットワーク事業およびヤングケアラー支援事業
別紙参照